

〔有職抄三〕嘉吉三年九月二十三日ノ夜、凶族内裏ニ亂入時、内侍所ノ御辛櫛ハ、東門ノ役人佐々木ノ黒田取出奉ル、劔璽ハ山徒奪取テ山上ニノボリ、山門ヨリ牒送シテ云、南方ノ宮ヲ取立奉ルベシト云々。○中山徒ノ奪取奉ルニ器ノ中、寶劍ハ清水寺ノ傍ニ捨置シヲ、心月坊トイフ僧ヒロヒテ内裏ニ進ス、恩賞ニ預リ侍ル、

〔南方紀傳〕文安元年秋八月、南帝ノ太子二人御マス、一人ハ秀尊王、吉野ノ奥ニテ、神璽ヲ保チ蜂起シ玉フ、一人ハ圓悟和泉河内大和ノ浪人ヲ從ヘ、八幡ニ籠ラセ玉フ、

〔赤松記〕其頃三條内大臣殿公實量と申て、上意の御中能、御本所御座候、彼御内石見太郎左衛門と申人を語ひ、三條殿を奉頼、上意を重て調へ、次郎法師丸則幼名赤松政を、赤松の家督に被召出、五歳に成給ふを取立ける。○中爰に南方と申て、兩宮忠義王、御座候、是は太平記の比位争の御門の御末なり、何様天下を一度御望有て、御兄弟吉野の奥北山と申所に、一の宮は御座候、二の宮は河野の郷と申所に御座候、扱赤松衆口口天下第一の忠賞に預り、此家再興を致さんとの望にて、工夫して此吉野殿を討果し、神璽を取返し奉るべし、然らば次郎法師丸に御安堵あるべきかと、内々を以て訴訟申所に、上意の御内證相叶ひ、三條殿を以禁中へも申立、扱吉野殿忠義王をねらひ申さん謀に、赤松牢人とも身の置所なく、堪忍もつゝかぬ事なれば、吉野殿を頼申由にて、細々吉野へ参り、何とぞ赤松牢人一味いたし、都を攻落し、一度は都へ御供申さむと色々申入候へば、御同心の義あり、扱大勢は御隔心なれば、夜討に入べき人數をすゞり、間島中村彈正、同太郎四郎以下、大和國宇智郡まで出勢し、康正二年丙子十二月廿日、吉野へまゐり隙をうかゝひける、終に次の年長祿元年丁丑十二月二日の夜、子の刻大雪ふり、御油斷の時刻を伺ひ、兩宮へ二手に成、一度に攻入、北山にて一の宮秀王をば丹生屋帶刀左衛門、同第四郎左衛門兄弟にて討申、御頸をば帶刀取申候、彼内裏の御たから神璽をも取りてのき申候、吉野十八郷の者起り、跡より追ひ懸候間、